

新 旧 対 照 表

○ 大分県暴力団排除条例施行規則（平成23年大分県公安委員会規則第1号）

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>第1条 (略)</p> <p>(暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の設定の基準となる施設)</p> <p>第2条 条例第13条第1項第7号の公安委員会規則で定める施設は、社会教育調査規則（昭和35年文部省令第11号）第3条第11号に規定する青少年教育施設とする。</p> <p>(調査の手続)</p> <p>第3条 公安委員会は、条例第24条第1項又は第2項の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出要求書（第1号様式）により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第24条第1項又は第2項の規定により説明又は資料の提出を求められた者(前項の規定により口頭による説明を求められた者で資料の提出を行わないものを除く。)は、公安委員会に対し、説明・資料提出書（第2号様式）により説明又は資料を提出するものとする。</p> <p>4 公安委員会は、条例第24条第1項又は第2項の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、当該説明又は資料の提出に相当な期間において期限（第2項の規定により口頭による説明を求めるときは、その期日）を定めるものとする。</p> <p>5 公安委員会は、条例第24条第1項又は第2項の規定により説明又は資料の提出を求められた者が提出期限までに説明・資料提出書を提出せず、又は口頭による説明の期日に出頭しない場合は、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>(立入検査)</u></p> <p><u>第4条の2 条例第24条第2項の規定による立入検査は、同項の規定による説明又は資料の提出によってはその目的を達することができないときに行うものとする。</u></p> <p><u>2 条例第24条第2項の規定による立入検査をする警察職員は、警察本部長が指定するものとする。</u></p> <p><u>3 条例第24条第3項の証明書の様式は、身分証明書（第4号様式の2）のとおりとする。</u></p> <p>第5条～第9条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の設定の基準となる施設)</p> <p>第2条 条例第13条第1項第6号の公安委員会規則で定める施設は、社会教育調査規則（昭和35年文部省令第11号）第3条第11号に規定する青少年教育施設とする。</p> <p>(調査の手続)</p> <p>第3条 公安委員会は、条例第24条_____の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出要求書（第1号様式）により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第24条_____の規定により説明又は資料の提出を求められた者(前項の規定により口頭による説明を求められた者で資料の提出を行わないものを除く。)は、公安委員会に対し、説明・資料提出書（第2号様式）により説明又は資料を提出するものとする。</p> <p>4 公安委員会は、条例第24条_____の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、当該説明又は資料の提出に相当な期間において期限（第2項の規定により口頭による説明を求めるときは、その期日）を定めるものとする。</p> <p>5 公安委員会は、条例第24条_____の規定により説明又は資料の提出を求められた者が提出期限までに説明・資料提出書を提出せず、又は口頭による説明の期日に出頭しない場合は、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第5条～第9条 (略)</p>

(命令の方法)

第10条 条例第26条の2第1項の規定による命令は、中止命令書（第12号様式）により行うものとする。

2 条例第26条の2第2項の規定による命令は、中止命令書（第13号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要し、中止命令書により行ういとまがないときは、口頭により行うことができる。

3 前項ただし書の規定による口頭の命令を行ったときは、当該命令を行った後相当の期間内に理由通知書（第14号様式）により、当該命令を行った理由を通知するものとする。ただし、口頭の命令を受けた者の所在が判明しなくなったときその他口頭の命令を行った後において当該命令を行った理由を通知することが困難な事情があるときは、この限りでない。

4 条例第26条の2第3項の規定による命令は、再発防止命令書（第15号様式）により行うものとする。

第11条 （略）

(新設)

第10条 （略）

第1号様式（第3条関係）

(表)
説明・資料提出要求書

第 号
年 月 日

殿

大分県公安委員会 印

大分県暴力団排除条例（平成22年大分県条例第33号）第24条 第1項
第2項の規定により、

次のとおり説明又は資料の提出を求めます。

説明又は資料の提出を 求める理由	
説明又は資料の提出期限	年 月 日まで
説明又は提出資料の内容	
備 考	
説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりで。	

備考 1 口頭による説明を求める場合は、「備考」欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

3 該当しない部分を二重線で消去すること。

第1号様式（第3条関係）

(表)

説明・資料提出要求書

第 号
年 月 日

殿

大分県公安委員会 印

大分県暴力団排除条例（平成22年大分県条例第33号）第24条 _____ の規定により、
次のとおり説明又は資料の提出を求めます。

説明又は資料の提出を 求める理由	
説明又は資料の提出期限	年 月 日まで
説明又は提出資料の内容	
備 考	
説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりで。	

備考 1 口頭による説明を求める場合は、「備考」欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(新設)

(裏)

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 大分県暴力団排除条例第24条第1項の規定により説明又は資料の提出を求められた場合で、正当な理由がなく説明若しくは資料の提出を拒み、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をしたときは、同 条例第26条第1項の規定により、公安委員会は、その旨を公表することがあります。
- 2 大分県暴力団排除条例第24条第2項の規定により説明又は資料の提出を求められた場合で、説明若しくは資料の提出をせず、又は同項の説明若しくは資料の提出について虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出した場合は、同条例第28条第3項の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。
- 3 説明・資料提出書には、説明又は資料の提出の要求の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに説明又は提出資料の内容を記載して提出してください。
なお、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときは、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 4 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の場合は、出頭すべき期日に出席しないとき）は、公安委員会は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 5 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書により、説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 6 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、説明又は資料の提出の要求の通知の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を公安委員会に提出してください。
- 7 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明期日に出席する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。

(裏)

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 _____
_____ 正当な理由がなく説明若しくは資料の提出を拒み、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をしたときは、大分県暴力団排除条例第26条第1項の規定により、公安委員会は、その旨を公表することがあります。
(新設)
- 2 説明・資料提出書には、説明又は資料の提出の要求の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに説明又は提出資料の内容を記載して提出してください。
なお、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときは、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 3 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の場合は、出頭すべき期日に出席しないとき）は、公安委員会は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書により、説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、説明又は資料の提出の要求の通知の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明期日に出席する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。

第4号様式の2 (第4条の2関係)

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
官 職	
氏 名	
写 真	
上記の者は、大分県暴力団排除条例第24条第2項に規定する立入検査を行う警察職員であることを証明する。	
年 月 日	
大分県公安委員会 印	

85.6

54.0

※図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

(裏)

大分県暴力団排除条例(抜粋)

第24条 (略)

2 公安委員会は、第13条の2第1項又は第13条の3の規定に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該違反に係る建物に立ち入り、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第28条 (略)

2 (略)

3 第24条第2項の説明若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の説明若しくは資料の提出について虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

(新設)

（表）

（新設）

第 号	
中止命令書	
年 月 日	
殿	
大分県公安委員会 印	
命 令 を 受 け る 者	本(国)籍
	住 所
	氏 名
	生年月日
<p>上記の者に対し、大分県暴力団排除条例（平成22年大分県条例第33号）第26条の2第1項の規定により、下記のとおり命令する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
命令の内容	

(裏)

命令をする 理由	
-------------	--

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大分県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（表）

第 号		
中止命令書		
年 月 日		
殿		
大分県公安委員会 <input type="checkbox"/>		
大分県 警察署長 <input type="checkbox"/>		
命 令 を 受ける者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
<p>上記の者に対し、大分県暴力団排除条例（平成22年大分県条例第33号）第26条の2第2項の規定により、下記のとおり命令する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
命令の内容		

（新設）

(裏)

命令をする 理由	
-------------	--

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大分県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（表）

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">理由通知書</p> <p style="margin: 0;">第 号</p> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">殿</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">大分県公安委員会 印</p>											
命 令 を 受 け た 者	本（国）籍										
	住 所										
	氏 名										
	生 年 月 日										
<p>大分県暴力団排除条例施行規則（平成23年大分県公安委員会規則第1号）第10条第3項の規定に基づき、上記の者に同条第2項ただし書の規定による口頭の命令を發した理由を下記のとおり通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: top;">口頭 命令</td><td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: top;">日時 場所</td><td style="width: 80%;"></td></tr><tr><td style="text-align: center; vertical-align: top;">命令を發した理由</td><td></td><td></td></tr><tr><td style="text-align: center; vertical-align: top;">命令の内容</td><td></td><td></td></tr></table>			口頭 命令	日時 場所		命令を發した理由			命令の内容		
口頭 命令	日時 場所										
命令を發した理由											
命令の内容											
<p>口頭による命令に不服がある場合の注意事項は、裏面のとおりです。</p>											

（新設）

(裏)

口頭による命令に不服がある場合の注意事項

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大分県公安委員会に対して、審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。)、提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

（表）

（新設）

第 号		
再発防止命令書		
年 月 日		
殿		
大分県公安委員会 印		
命 令 を 受ける者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
<p>上記の者に対し、大分県暴力団排除条例（平成22年大分県条例第33号）第26条の2第3項の規定により、下記のとおり命令する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
命令の内容		

(裏)

命令をする	
理 由	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大分県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

